

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和7年3月27日

提 出 者

24番 西園寺 みきこ

21番 本 間 まさよ

22番 山 本 ひとみ

武蔵野市議会議長 落合 勝利 殿

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

我が国で、選択的夫婦別姓を導入する民法改正について議論が始まってから約50年が経過しました。平成8年、法制審議会（法務大臣の諮問機関）が答申で「現在においても社会の実情を踏まえた極めて妥当な内容だ」と指摘したことを受け、多くのカップルが婚姻届を出さずに民法改正の実現を待ち望んだ、と言われていています。

しかし、答申から29年たった現在まで国会での議論は進まず、我が国は世界で唯一夫婦同姓を義務づけている国であり続けています。

今国会での審議入りが注目されている中、経済界や労働団体から「女性活躍が広がる現在、海外で戸籍上の姓とビジネスで使う旧姓が異なるとトラブルが生じる」「超少子高齢社会の中で婚姻件数も出生数も最低を記録し続けている現在、やれることは何でもやるという姿勢を示すことが、次世代を担う方々の希望となる」など、制度導入への大きな期待が寄せられています。

選択的夫婦別姓制度は、希望する人が別氏を選択できる制度であり、強制ではありません。夫婦同氏を望む人たちを排除する制度でもありません。夫婦同氏を選択した上で、旧姓を通称として使用したい方の選択肢を狭めるものでもありません。

国は、子どもの姓は結婚の際に夫か妻のどちらの姓に統一するか決めるなどとした、平成8年の法制審議会の案に基づき、選択的夫婦別姓制度の導入に踏み出すべきです。

よって武蔵野市議会は、貴職に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月 日

武蔵野市議会議長 落合 勝利

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

宛て